

# 解体工事の流れ



## 【工事着工前にする事】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出書類を着工する7日前までに市区町村に提出する手続きが必要です。（但し延床面積80㎡を超える場合）

## 【工事完了後にする事】

「建物滅失登記」  
建物が無くなったことを法務局へ1ヶ月以内に申請する必要があります。

## 【ご注意】

家屋を解体し更地にした場合、固定資産税は上がります。（＝住宅用地に係る固定資産税特例措置が受けられなくなるため通常の金額に戻ります。）

- ①養生シート等の設置
- ②建具、畳等の撤去・内装解体
- ③重機の搬入
- ④機械及び人力での建物解体
- ⑤木材の積込・搬出
- ⑥分別物廃材の積込・搬出
- ⑦基礎・土間の解体
- ⑧コンクリート塊の積込・搬出
- ⑨養生シート等の撤去
- ⑩樹木の伐採、伐根
- ⑪樹木の積込・搬出
- ⑫整地・完了

